

健感発 0210 第 2 号
令和 3 年 2 月 10 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 3 項
の規定による入院患者の医療に要する費用の負担について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 26 条第 2 項において読み替えて準用する第 19 条若しくは第 20 条又は第 46 条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が感染症法第 44 条の 3 第 2 項又は第 50 条の 2 第 2 項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、都道府県（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）は、感染症法第 37 条第 3 項の規定により、同条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による負担の一部又は全部を要しないこととされた。

この場合において、都道府県による当該入院に係る費用の負担について、別紙のとおり定め、令和 3 年 2 月 13 日から適用することとしたので、通知する。貴殿におかれましては、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対する周知につき御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である旨申し添える。

別 紙

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 3 項の規定による入院患者の医療に要する費用の負担について

第 1 都道府県が負担する費用について

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 26 条第 2 項において読み替えて準用する第 19 条若しくは第 20 条又は第 46 条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が感染症法第 44 条の 3 第 2 項又は第 50 条の 2 第 2 項の規定による協力の求めに応じない者であるとき、感染症法第 37 条第 3 項の規定により都道府県が負担すべき額は、感染症法第 37 条第 1 項の規定により都道府県が負担すべき費用（感染症法第 39 条による他の法律による医療に関する給付との調整後のものをいう。以下同じ。）のうち、都道府県知事が認める額とすること。
- 2 ただし、当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付を受けている場合には、上記 1 にかかわらず、所管の福祉事務所長の証明を確認の上、当該患者又はその保護者に自己負担を求めず、感染症法第 37 条第 1 項の規定により都道府県が負担すべき費用の全部を都道府県が負担するものとする。
- 3 上記 1 の都道府県知事が認める額の算定に当たっては、災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、これを考慮するものとする。

第 2 認定の方法

第 1 の 2 の場合の該当性の判断に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、生活保護法又は中国残留邦人等支援法の適用の有無等を把握する必要があること。したがって、入院患者については、必要に応じ、公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症法第 15 条第 3 項に規定するものをいう。）に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。